

第 29 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 11 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年11月28日(金) 午後14時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2		3	松田宗史
4		5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8		9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14		15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 173 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 174 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
議案 第 175 号 農地法第4条の許可申請について
議案 第 176 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 177 号 非農地証明願いについて
議案 第 178 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告 第 112 号 農地法第4条の届出について
報告 第 113 号 農地法第5条の届出について
報告 第 114 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 115 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 39 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真寿代
		農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

	<p>(総会資料の一部訂正)</p> <p>□議案第 174 号農用地利用集積計画のうち P8 整理番号 23 番の右側、設定する利用権の内容について、終期 R14→R24 へ、備考欄にハウスと記載して訂正をお願いします。</p> <p>(各課より案内)</p> <p>□【農業畜産課】より案内</p>
事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	それでは、ただ今から第29回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局長	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号3番 松田宗史委員と委員番号 18 番 原田博史委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 173 号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第 178 号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案6件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>また、本日は、11月18日に開催された「第9回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」の協議結果について後ほど報告していただきます。</p> <p>なお、総会終了後、夜は意見交換会がありますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案第 173 号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号2番 井本委員が欠席のため、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願い致します。</p>
矢野(光)委員	<p>委員番号 11 番 矢野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北川町川内名瀬口地区、畑2筆で合計面積は 81.91 m²です。譲渡人は平原町在住、譲受人は北川町川内名在住の方です。譲受人の経営状況は 12,664 m²で、労力人が2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>11月26日に私、矢野(政)推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。申請地の畑は傾斜の急な斜面になっていて柿や柚を植える予定とのこと。地域との調和要件も問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題無いと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号4番 牧野博文委員が欠席のため、甲斐(秀)農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲斐(秀)推進委員	<p>推進委員の甲斐です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は小野町、田1筆で 813 m²です。譲渡人は平原町在住、譲受人は小野町在住の方です。譲受人の状況は 11,343 m²で労力人は3人です。理由は経営規模拡大です。今年まで申請地を耕作してもらっていた人に、田を買ってもらえないか聞いたところ、紹介してくれたのが譲受人で、今回の申請となりました。</p>

議 長	<p>11月23日、私、牧野委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。今年まで耕作されていたので、田は十分管理されていました。状況からみて特に問題無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
高 橋 委 員	<p>次に、整理番号3番および4番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号9番 高橋です。整理番号3番及び4番について説明致します。まず整理番号3番ですが、農地の所在は石田町、田2筆で合計面積は 2,022 m²です。譲渡人、譲受人共に石田町在住です。理由は贈与です。</p>
議 長	<p>11月25日、譲受人、甲斐(安)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。作付けも十分されており、管理も十分でした。境界も明確で地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に整理番号4番について説明致します。農地の所在は石田町、田で 1,011 m²です。譲渡人、譲受人共に石田町在住です。</p> <p>11月25日に、譲受人、甲斐(安)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。申請地は田を埋め立てられ、畑として利用されていました。十分管理されており、境界等も問題無く、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に整理番号5番について、委員番号 13 番 貫 藍委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号 13 番 貫です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は二ツ島町、畑5筆で合計面積は 1,329 m²です。譲渡人は札幌市在住、譲受人は無鹿町在住です。譲受人の状況は 18,771 m²、労力人は2人です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>11月25日、私、吉田推進委員、譲受人で現地調査を行いました。譲受人は畜産を営んでおり、申請地を牧草用地にする計画です。一部雑木が生え、荒れかけている場所がありますが、時間をかけて改良し果樹を植えてみようかと話されていました。地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲、経験は十分であり、特に問題無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に整理番号6番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号6番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、田2筆で面積は 1,775 m²です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は北方町北久保山在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>11月23日に、譲受人立ち会いのもとに現地調査を行いました。譲受人は 10 数年前から申請地に作付けをしており、きれいに畔の草刈もしていました。地域との調和要件も問題ありません。特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に整理番号7番について、委員番号 16 番 花畑志良一委員より説明をお願いします。</p>

花 畑 委 員	<p>委員番号 16 番 花畑です。整理番号7番について説明致します。農地の所在は北方町早上、畑1筆で面積は 2,094 m²です。現況は田です。譲渡人は上三輪町在住、譲受人は北方町早上地区の方です。譲受人の父親と譲渡人がいとこであり、譲渡人と譲受人はいとこ半の関係になるそうです。譲受人はもとは日之影町の方です。申請地は北方町と日之影町が入り組んでいる場所にあります。譲受人がかなり前から申請地を耕作されていて今回、正式に譲り受けることになったということでした。</p> <p>11 月 27 日に私、木村推進委員、田口推進委員、譲受人の4人で現地調査を行いました。田はきれいに管理されており、何も問題無いと思いましたが。ただ、先日の大雨で田のすぐ近くから 100mから 200mくらい下に土砂が流れ落ちて道路を塞いだそうです。現地は以前から山が動いているという話があり、山が滑らないようにとかなり長い間、県が工事していた地区のちょうど上になります。今もかなり動いているそうです。ここがもし崩壊すると延岡市はなくなるのではという噂があるくらい山の中腹にある田でした。</p> <p>譲受人は以前からここを耕作しており、何も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局	<p>続きまして議案第 174 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年・10年・20年の賃借権又は使用貸借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営</p>

		<p>基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長		<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
片 伯 部 委 員		<p>はい。片伯部委員。</p> <p>17 番、片伯部です。この議案の中に賃借料の記載があります。土地改良区に払う用水費は賃借料の中に含まれていると思うのですが、そうでないのがあると思います。用水費の負担の所在をはっきりしてもらいたいのですが。</p> <p>と言いますのは、人・農地プランで話し合いをしていると、小作料、地代を払っているから、その中に含まれているからと、用水さらいとか地区の出仕事、奉仕作業に人が出てこないのです。土地改良区に払う費用に全部含まれているからと、地主自体、出てこないのです。人が出てこなくて地区の共同作業が崩壊しつつあります。あくまでも土地改良区に払う水利費に関しては地主の責任ということをはっきりしておかないといけません。</p> <p>そういうことの意識付けをするためにも地主さんの土地ですよ、地主さんの水利費ですよ、という所在をはっきりしてもらいたいと思います。</p>
事 務 局		<p>以前も片伯部委員から同じようなご意見があったと思いますが、契約上は維持管理に関する経費は借り人、転借人が負担するということに一応なっています。推進委員さんには契約や印鑑もらう際にまわって頂いているので、その際に今言われたご意見も含めて所有者の方にもしっかり認識を持って頂き、草刈の時などにも出てご協力頂いて、ということも出来れば伝えてもらいたいと思っています。よろしくお願い致します。</p>
議 長		<p>人・農地プランにつきましては、地元協議とかで農業委員が出席して借り人に引き継ぎしていますので、その場でも片伯部委員が今言われたようなご意見を伝えられればと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>他、ございませんか。</p>
高 橋 委 員		<p>はい。高橋委員。</p> <p>委員番号9番 高橋です。農事組合法人いがた(以降、「法人いがた」と記載。)としては原則として地権者が水利費を払うということでやっています。</p>
議 長		<p>そういったことも話の中に差し入れて協議を進めて頂きたいと思っています。</p> <p>はい。久富推進委員。</p>
久 富 推 進 委 員		<p>契約の時に貸す人と借りる人の間で水利費の件等きちんと決めておいてもらわないと、推進委員としても困ります。法人いがたのように決まっていればいいのですが。</p>
事 務 局		<p>確かに推進委員さんは契約が決まった後で印鑑をもらいに行ってもらっています。その前に所有者と借り人が合意をしているはずだという前提でまわって頂くわけですね。わかりました。総合農政課とも水利費負担や草刈りの問題を協議したいと思っています。</p>
議 長		<p>はい。山田推進委員。</p>
山 田 推 進 委 員		<p>推進委員の山田です。私は大貫なのですが、大貫の生産組合としては用水の奉仕作業等には全て地主が出るようにしています。段々、耕作する人が少なくなってくるので 1 人にか</p>

	<p>かる負担が多くなります。だから地主が出るように生産組合では決めております。もし出てこない場合には出不足金 5,000 円徴収するようにしています。以上です。</p>
議 長	<p>はい。では再び片伯部委員。</p>
片 伯 部 委 員	<p>はい。委員番号 17 番 片伯部です。土地改良区が水利費を集金する時に地主には全く通知せず、耕作者に集金の連絡が来ます。水利費は取りやすいところから取っている感じです。一応、土地の名義人に水利費の清算書をあげてその後に小作料に含まれるかどうかを確認してください、という形にしないと。そういうところをきちんと整理していただけると、こういう問題ははっきりクリアできるのではないかと考えます。</p>
議 長	<p>それでは改良区の理事の原田委員に意見を伺います。 原田委員、お願いします。</p>
原 田 委 員	<p>片伯部委員が今言われたことについてですが、改良区に得喪通知を提出してもらって賦課金負担を地主さんか耕作する人かを決めてもらいます。今、管理機構を介して賃借する場合、賦課金をどちらが払うかによって借賃の条件が違ってきます。片伯部委員が言われるように、維持管理ができないということもあり、なかなか難しい問題です。久富委員も先ほど言われましたが、改良区の方でどちらが負担すべきとはなかなか言えることではないです。 地主さんの参加ということについても、地主さんが高齢だから耕作できないということなのに、その方に維持管理の草刈に出てくださいとはなかなか言えません。そういうこともあって今、改良区でも取り組んでいるし、他の地区でも取り組んでいると思いますが、国の多面的機能支払交付金事業を利用してあります。その趣旨から農業者だけではできないということもあり、非農家の人もメンバーに入ってそのような取り組みをしてもらっています。一番長いところは 16-17 年、取り組みを続けていると思います。事業を利用しやすいよう事務的な作業は改良区でやるようになり、今年で 5 年目となったところです。</p>
議 長	<p>片伯部委員の言われることは重々わかりますが、改良区からは地主さん耕作さんのどちらが負担すべきか、ということは言えないと思います。ただ、私の地区もそうなのですが、自分は改良区の組合員で加勢するというので賦課金を自分で払っている耕作さんもいますので、判断はなかなか難しいと思います。私たちも片伯部委員の言われるように賦課金については地主さんの方で、とお願いしておりますが、高齢でどうしてもできないから預けたいという方はやむを得ないのかなと思っております。</p>
議 長	<p>以上です。片伯部委員、こういったところでご理解いただけますか。</p>
片 伯 部 委 員	<p>はい。こういったところをはっきりしておく農地集積も進むのではないかと思います。水利費は言わば土地の税金だと思います。税金を払うくらいならお願いして税金も含めて農地集積の方に回してくださいということになり、集積が進むのではないかと提案致しました。</p>
議 長	<p>はい。 9 番、高橋委員、法人いがたでは地権者が払うというのは話し合いの合意の中で決まったことですよ。</p>
高 橋 委 員	<p>一応契約する段階でそういう話も出ます。中にはやはり物納がいいと言われる方もおられますが、そこはお互いが話し合っていて決めている状況です。</p>
議 長	<p>先ほども申し上げましたが、各地域で人・農地プランの話し合いが開かれると思いますの</p>

	<p>で、その時に今のような話を伝えて頂いて、その地域でどうするかを決めて頂き、その地域の農業を守っていく方向で委員の方、推進委員の方、調整をしてもらえれば有難いなど思っています。</p> <p>人・農地プランは総合農政課で担当しておりますので、また総合農政課とも色々相談をしながら進めていきたいと思っています。</p> <p>そういうことでよろしいですか。 何かございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
花畑委員	<p>続きまして、議案第175号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番および2番について、委員番号16番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号16番 花畑です。整理番号1番及び2番について説明致します。整理番号1番2番は一続きの土地なので一緒に説明致します。農地の所在は北方町上崎地区、畑1筆ずつで合計面積は175㎡です。</p>
花畑委員	<p>地図を見てもらうとわかりますが、まわりは一団となった農地利用をしております。普通なら申請地は青地に入ると思われますが、幸いなことにここだけ青地を外れて白地となっております。まわりは全部ミカン畑です。ここから自宅は直線だと300mくらいですすぐそこに見えるのですが、山の中だから車だと1km近く迂回しなければなりません。それでここに農家住宅を建てて農業をしたいということです。</p>
花畑委員	<p>11月24日に県、事務局、木村推進委員、私、申請人とで現地調査を行いました。排水もちゃんとしており何も問題無いと思いました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番および2番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、整理番号1番の申請地につきましては、整理番号2番の宅地の拡張に伴う、宅地から道路への通路の確保としての転用であることから、転用事業のために欠くことのできない通路等の例外規定に該当します。また、整理番号2番の申請地につきましては、申請人所有の宅地の拡充を図るものであることから、既存施設の拡張の例外規定に該当します。以上のことから、整理番号1番、2番ともに立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、既に宅地造成等を行っている追認申請で始末書なども提出されており、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p>

議 長	<p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
緒 方 委 員	<p>続きまして、議案第 176 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。なお、整理番号4番については、令和4年9月 28 日開催の第 27 回総会の議案第 167 号、農地買受適格証明願いにて既に現地調査及び審議を終えている案件でございますので、事務局からの説明のみになります。</p> <p>それでは、整理番号1番について、委員番号5番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>委員番号5番 緒方です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町うそ越、畑1筆で 1,212 m²です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、譲受人は北方町うそ越在住の方です。申請理由は植林です。</p> <p>11 月 24 日、県、事務局、譲受人、私と甲斐(詳)推進委員とで現地調査を行いました。現地は四方が杉山に囲まれており、地目は畑ですががほぼ山林でした。譲受人の方も杉を植えたいということでした。まわりの農地にも何ら影響は無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番および3番について、委員番号 10 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。</p>
安 藤 委 員	<p>委員番号 10 番 安藤です。整理番号2番及び3番について説明致します。まず2番ですが、農地の所在は北川町長井川坂地区、地目は畑で面積は 158 m²です。譲渡人、譲受人共に北川町長井在住です。</p> <p>11 月 24 日、県担当者、事務局2名、譲渡人2名、甲斐(信)推進委員、私の7名で現地調査を行いました。譲受人は現在、隣接地に家を新築中です。目的は駐車場に利用するそうです。地図を見てもらうとわかるように、周辺を住宅に囲まれた土地で、現在は更地になっていますが、元々はその菜園場として使われた畑です。私たちの調査では何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に整理番号3番について説明致します。農地の所在は北川町長井俵野地区、畑1筆で面積は 334 m²です。譲渡人、譲受人共に北川町長井在住の方です。</p> <p>11 月 24 日、県担当者、事務局2名、譲渡人、黒田推進委員、私の6名で現地調査を行いました。ここも整理番号2番同様、周辺を全て宅地に囲まれた土地です。譲受人は譲渡人の息子さんに当たる方で、現在この納屋のところをリフォームして同居を計画しているそうです。私たちの調査では何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>

議 長	次に、整理番号5番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。
星 川 委 員	委員番号 12 番 星川です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は北浦町三川内、田2筆で 732 m ² です。譲渡人、譲受人共に北浦町三川内在住の方で、譲受人は建設業をされています。
	11 月 24 日、県担当者、事務局、小野推進委員、私と譲受人とで現地調査を行いました。申請地は譲渡人から借りて資材置場として利用してきました。今回、売買の話となり追認申請となりました。このまま資材置場として使用するそうです。周辺には農地は無く営農への支障は無いと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号 13 番 貫 藍委員より説明をお願い致します。
貫 委 員	委員番号 13 番 貫です。整理番号6番について説明致します。農地の所在は二ツ島町、田1筆で面積は 686 m ² です。譲渡人は二ツ島町在住、譲受人は柚の木田町在住の方です。申請理由として消防小屋となっております。現在の消防小屋は消防車両を格納する広さしかなく、台風時などの場合に地区内の団員が詰めるスペースがないということで今回の申請となりました。
	11 月 24 日、私、吉田推進委員、県担当者、事務局2名、譲受人、行政書士、計7名で現地調査を行いました。申請地は地目は田ですが、現況は雑種地となっております。団小屋の建設とともに下水処理用浄化槽を設置することと、周辺の農地への支障は無いと思われ、特に問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 まず、整理番号1番につきましては、山林で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号2番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、既に宅地の一部への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 次に、整理番号3番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、既に宅地の一部への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 次に、整理番号4番につきましては、第 27 回総会にて農地買受適格証明願いで審議した案件で、申請者が落札者となったため今回、農地法第5条許可申請を申請したものです。農地区分につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、既に倉庫資材置場に転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農への支障は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号5番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、既に資材置場

	<p>への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号6番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、転用目的が消防団の詰所、駐車場の設置であり、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、既に宅地造成を行っている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく、許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。片伯部委員。</p>
片 伯 部 委 員	<p>整理番号 17 番 片伯部です。6番案件についてです。この土地は入って行くのに、確か狭い橋しか無かったと思いますが。消防小屋が建って消防車が通行するには橋を増築するのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい。現地調査に行きまして、たしかに大きな車は通りにくいかなと思われる狭いところがありました。また申請者に確認致します。周りに他の農地はあるのですが、青地とかで条件が合わない土地ばかりだったので、最終的にここが候補地として残ったという次第です。道幅や川に架ける橋も検討されているのではないかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 177 号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願い致します。</p>
矢 野 (光) 委 員	<p>委員番号 11 番 矢野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北川町川内名八戸地区、畑2筆で面積は862㎡です。申請人は桜ヶ丘在住、現況は雑種地で申請理由は自然災害による災害等で農地として復旧が著しく困難な土地であるということです。</p> <p>11月27日、私、赤木推進委員、黒田推進委員と申請人の計4名で現地調査を行いました。配布された写真を見て頂くとわかりますが、大水が出た後に土砂が堆積し、河原のようになっています。このような状況になって30年ほど経過しているとのことでした。調査の結果、復旧はかなり困難であると判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花 畑 委 員	<p>委員番号 16 番 花畑です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北方町</p>

		<p>早上、畑3筆で合計面積は 1,157 m²です。申請人は北方町早上在住、現況は原野で、申請理由は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>11 月 27 日、私と木村推進委員、田口推進委員、申請人の代理の方の4名で現地調査を行いました。現地は農地法第3条の整理番号7番で売買するところの道路から2、3分上がったところにありました。かなりの傾斜でした。行ってみたら上の方からかなり大きな石が転がっていました。とても人力で元に戻せるような状況ではありませんでした。道もほとんど無いような状況でした。非農地と判断するのが妥当と思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します</p>	
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>	
委	員	<p>異議なし。</p>	
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>	
委	員	<p>(挙手)</p>	
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第178号、農地あっせん委員の指名について提案致します。申し出の理由としましては、小野町の農地の売却及び貸したいということになっております。</p> <p>では、今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号4番 牧野博文委員と甲斐秀雄農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>	
事	務	局	<p>何かございませんか。</p>
委	員		<p>異議なし。</p>
議	長		<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員		<p>(挙手)</p>
議	長		<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。指名された委員の方はよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事	務	局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第112号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、2件の届出があり、田が1筆の1,140 m²、畑が3筆の983 m²、合計4筆の2,123 m²の転用となっております。</p>

	<p>次に報告第 113 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しております。11 件の届出があり、田が10筆の 3,853 m²、畑が3筆の 729 m²、合計 13 筆の 4,582 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 114 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書に記載しております。5件の届出があり、田が4筆の 1,821 m²、畑が1筆の 2,094 m²、合計5筆の 3,915 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 115 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書をご覧ください。今回1件の届出があり、田が1筆の 170 m²、畑が 15 筆の 7,992 m²、合計 16 筆の 8,162 m²となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
事 務 局	<p>無いようなので、次に協議第 39 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第 174 号で決定した中間管理権の設定分と耕作者変更についての配分計画となります。</p> <p>議案書の整理番号1番から 39 番までが伊形地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 40 番が差木野地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 41 番から 43 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 44 番から 45 番までが耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、20 名の出し手から計 45 筆、23,473 m²の農地を 個人5名、3法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>ではここで、11月18日に「第9回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」が開催されましたので、その報告を安藤副委員長よりお願い致します。</p>
安 藤 委 員	<p>(安藤副委員長が検討委員会の報告を行う。)</p>
議 長	<p>ただいま、検討委員会の報告がありましたが、事務局から何か補足はありませんか。</p>
事 務 局	<p>(事務局より補足説明)</p>

議 長	<p>では、ただいまの報告の件について、何かご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等に対応する)</p>
議 長	<p>以上で検討委員会の報告を終わります。</p> <p>次に事務局より連絡事項について説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>(事務局より説明)</p>
議 長	<p>以上を持ちまして第 29 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

3番 松田宗史

18番 原田博史